

高知県立消費生活センター 地域見守り情報



第214号

令和4年度の相談状況

令和4年度に県立消費生活センターに寄せられた相談件数は2,269件で、前年度(2,223件)に比べて46件(2.1%)増加しました。

○契約当事者は、60歳以上の割合が増加

契約当事者の年代別相談件数は60歳以上が1,040件で、前年度(931件)から109件増加しました。また、全体に占める割合は45.9%と、これまでで最も高くなっています。

令和4年4月から成年となった18歳及び19歳の相談件数は20件で、前年度(18件)から大きな変化は見られませんでした。

○相談の多い商品・サービスでは、「商品一般」に関する相談が最多

迷惑メールや不審な電話、身に覚えのない請求(架空請求)などの相談を含む「商品一般」が250件で最多でした。次いで「化粧品」206件、「融資サービス(主にフリーローン、サラ金)」91件と続きました。

「化粧品」に関する相談件数は、前年度(125件)より81件(65%)増加しています。

○通信販売における「定期購入」に関する相談が増加

販売購入形態別では、「通信販売」に関する相談が833件と最も多く、中でもインターネット利用に関する相談は636件で、前年度(574件)より62件(10.8%)増加しています。

また、通信販売のうち「定期購入」に関する相談は260件と、前年度に比べ件数、割合とも増加しており、内訳は「化粧品(169件)」、「健康食品(60件)」の2つで88.1%を占めています。

ー 口 メ モ

【高齢者の被害を防ぐには】

- ・周囲の方の見守りが重要です。日頃から声を掛けあったり、いつもと違う様子が無いか気にかけて、気になることがあれば窓口等に相談してください。

【注文する際は確認を】

- ・SNSの広告などで「初回限定」「お試し」等の安価につられて申し込んだら、定期購入だったとの相談が多く寄せられています。注文する際は、事前に定期購入になっていないか、解約の条件や返品する場合の連絡方法等を確認しましょう。

不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口(消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)に相談してください。